

広島県告示第七百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十四年九月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
新	旧		
医療法人社団恒久会中前外科・内科クリニック	医療法人社団恒久会中前外科医院	東広島市西条町助実一八五四番地一	平成二十四年四月一日
公立大学法人県立広島大学保健福祉学部附属診療所	公立大学法人県立広島大学保健福祉学部附属診療所分院	三原市学園町一番一号	平成二十四年四月二日